

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

取締役から監査役になった際の退職金

Q：取締役を辞任し監査役になった役員に対し、退職金を支給することになりました。

監査役として会社にとどまり、現実に退職しない者に支給するものですが、退職金として認められますか。

A：一定の条件に該当する場合には、退職給与と認められます。

【解説】

分掌変更又は改選による再任等現実に退職しない場合であっても、例えば、次に掲げるような事実があったことなど、その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合に現実に支給された退職給与については、役員退職給与として取り扱われます。

- (1)常勤役員が非常勤役員になったこと。ただし、非常勤役員でも代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者になった場合を除きます。
- (2)取締役が監査役になったこと。ただし、監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者並びにその者及びその者の属する株主グループの持株割合からみて使用人兼務役員とされない株主に該当する者を除きます。
- (3)分掌変更後の報酬が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

ご質問の場合、(2)の事実該当しますので、そのただし書に該当しなければ、退職給与として取り扱われます。

